			―その他のもの								―その他のもの		
	4407.91 ～ 4407.95		［略］						4407.91 ～ 4407.95		［同左］		
	4407.96	000	――かば（カバノキ属のもの）のもの		ＣＭ						［新規］		
	4407.97	000	――ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの		ＣＭ						［新規］		
	4407.99		――その他のもの						4407.99		――その他のもの		
		150	―――つげ、したん又はこくたんのもの		ＣＭ					100	―――つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		ＣＭ
		200	―――桐のもの		ＣＭ					200	―――桐のもの		ＣＭ
			―――ふたばがき科のもの								―――ふたばがき科のもの		
		310	――――かんながけし又はやすりがけしたもの		ＣＭ					310	――――かんながけし又はやすりがけしたもの		ＣＭ
		390	――――その他のもの		ＣＭ					390	――――その他のもの		ＣＭ
			［削除］							400	―――リグナムバイタのもの		ＣＭ
		500	―――その他のもの		ＣＭ					500	―――その他のもの		ＣＭ
	44.08		化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚さが６ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）						44.08		化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが６ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
	4408.10		［略］						4408.10		［同左］		
			―熱帯産木材のもの								―熱帯産木材（この類の号注２のものに限る。）のもの		
	4408.31		［略］						4408.31		［同左］		
	4408.39		――その他のもの						4408.39		――その他のもの		
			―――パドック（かりん）、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの								―――パドック（かりん）のもの		
			――――積層木材を平削りすることにより得られるもの								――――積層木材を平削りすることにより得られるもの		
		110	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ					110	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ
		120	―――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ					120	―――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ
		190	――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ					190	――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ
		200	―――ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が８センチメートル以下のものに限る。）	ＳＭ	ＫＧ					200	―――ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が８センチメートル以下のものに限る。）	ＳＭ	ＫＧ
			―――チークのもの								―――チークのもの		
			――――積層木材を平削りすることにより得られるもの								――――積層木材を平削りすることにより得られるもの		
		510	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ					510	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ
		520	―――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ					520	―――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ
		590	――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ					590	――――その他のもの	ＳＭ	ＫＧ
			―――その他のもの								―――その他のもの		
			――――積層木材を平削りすることにより得られるもの								――――積層木材を平削りすることにより得られるもの		
		410	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ					410	―――――集成材	ＳＭ	ＫＧ